

## 葬式後の手続チェック表

チェック欄	手続内容	期限	手続先
	世帯主変更届	死後14日以内	市区町村役場
	故人が国保・後期医療の場合 資格喪失届、保険証の返還	死後14日以内	市区町村役場
	故人が国保・後期医療の場合 葬祭費の請求	葬儀の日から 2年以内	市区町村役場
	故人が健康保険の場合 埋葬料の請求	死後2年以内	健康保険組合または 社会保険事務所
	故人がサラリーマンの被扶養 家族のとき被扶養者異動届	死後5日以内	健康保険組合または 社会保険事務所
	遺族が健康保険の被扶養者のとき 国民健康保険加入の手続	死後14日以内	市区町村役場
	高額療養費の請求	支払いから2年以内	市区町村役場または 健康保険組合・社会保険事務所
	故人が年金受給者だったとき 年金受給停止の手続	死後10日以内	市区町村役場または 社会保険事務所
	遺族年金請求の手続	死後5年以内	市区町村役場または社会保険事務所
	生命保険の死亡保険金受給の手続	(死後2年以内)	各保険会社
	銀行預金、郵便貯金の相続の手続	すみやかに	それぞれの機関
	パスポートの返却	すみやかに	各都道府県の旅券課
	運転免許証の返還	すみやかに	警察(公安委員会)
	携帯電話、プロバイダーなどの 解約の手続	すみやかに	それぞれの会社
	故人の所得税の確定申告 (準確定申告)	死後4カ月以内	所轄の税務署
	固定電話の加入権の引継ぎ	すみやかに	所轄の営業所
	公共料金(電気・ガス・水道・ NHK)の名義変更	すみやかに	各事業所、NHK名義変更 フリーダイヤル(0120-151515)
	借地や借家の名義変更	すみやかに	地主など
	自動車の名義変更	死後15日以内	陸運事務所
	株式・社債・国債の名義変更	特になし	証券会社等
	クレジットカードなど会員を やめる手続	すみやかに	それぞれの会社
	介護保険料の精算	すみやかに	市区町村役場

※個々により上記のすべてが必要でない場合もあります。細部は各関係官公庁等に確認ください。  
 ※死後の手続きの期限は死亡日の翌日が起算日になります。